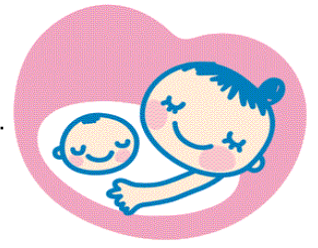


妊産婦医療福祉費支給制度（マル福・マル特）について



マル福とは、茨城県の制度です。マル特とは、東海村独自の制度です。
マル福・マル特制度は、保険適用分の医療費に対して助成を行うものです。
保険適用外の費用（定期健診、普通分娩、予防接種、文書料等）については助成できませんのでご注意ください。

マル福制度には、所得制限（※裏面表参照）があります。所得の判定を行い、所得制限内である場合は「マル福」と「マル特」、所得制限を越えている場合は「マル特」のみとなります。

1. 対象者

東海村に住所があり各健康保険に加入している、母子健康手帳の交付を受けている妊産婦の方。（母子健康手帳は保健センター（東海村総合福祉センター「絆」内）での交付となります。）

2. 助成が受けられる期間

妊娠の届出があった月の初日から、出産（流産・死産を含む）のあった日の翌月の末日まで。

3. マル福の対象となる方

マル福の対象となる方には、ピンク色の妊産婦医療福祉費受給者証（以下、「受給者証」）を交付します。
マル福は、原則として茨城県内の産婦人科のみで使用できるものです。

産婦人科受診の際は、「健康保険証」と「受給者証」を提示してください。ただし、産婦人科医が妊娠の継続に治療が必要と認めたときは、産婦人科以外の医療機関もマル福で受診することができます。受診には、産婦人科医の紹介状・診断書等が必要です。

県外の産婦人科、産婦人科以外の医療機関を受診する場合は、「受給者証」は使用できません。医療機関窓口では「健康保険証」を提示し、自己負担金をお支払いください。後日、役場窓口へ領収書の払い戻しの申請をしてください。

4. マル特の対象となる方

マル特の対象となる方には、「受給者証」が交付されません。医療機関窓口では「健康保険証」を提示し、自己負担金をお支払いください。後日、役場窓口へ領収書の払い戻しの申請をしてください。

医療機関	所得制限内の方		所得制限超過の方
	【県内】	【県外】	【県内・県外】
産婦人科	<外来の場合> 1つの医療機関で1日につき600円までが負担の上限。 月2日 1,200円。 3日目からは無料。 (薬局には一部負担金なし) <入院の場合> 1つの医療機関で1日300円、月3,000円が上限。 食事療養標準負担額	3割負担 申請により返還	3割負担 申請により返還
産婦人科以外	3割負担 申請により返還		3割負担 申請により返還

5. 自己負担金の助成について

東海村では独自の制度で、窓口で支払った外来自己負担金も助成しております。

マル福を使用して外来で支払った自己負担金がぴったり600円の場合には、産婦人科を受診した月から数えて、おおむね3～4ヶ月後に指定された口座へ自動的に振込まれます。

毎月30日振込み、休日の場合は前日振込みとなります。(金額や振込日の通知はしませんので、通帳記帳によりご確認ください)

6. その他～こんなときは手続きが必要です！

★ 健康保険証が変わった

健康保険証の保険者番号・記号・番号に変更があると、医療機関では使用できません。「健康保険証」・「受給者証」・「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

★ 受給者証を紛失してしまった

「健康保険証」等、氏名が分かるものと「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

★ 転出することになった

＜茨城県内への転出の場合＞

- ・転入先で引き続きマル福制度を受けることができます。ただし、東海村で発行する受給者証は、転出日の前日で利用できなくなりますので、役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。
- ・転出の際、役場窓口にお越しいただき、「医療福祉費受給者証交付状況証明書」の交付を受け、転出先のマル福の担当へ提出してください。

＜茨城県外への転出の場合＞

- ・マル福制度は転出日の前日までで利用できなくなります。受給者証は役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。※転出後、東海村の受給者証をご使用になった場合は、返金していただくことになりますのでご注意ください。

※表 「所得制限額」

合計扶養親族数	妊産婦又はその配偶者
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
扶養義務者	1,000万円

(注) 扶養親族等につき、38万円加算(当該扶養親族が、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人の場合は44万円加算)

※ 表の金額以上の所得がある場合は、東海村独自の医療費助成制度(マル特)に該当となります。

